

つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例

つくばみらい市介護保険条例（平成18年つくばみらい市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

附則第10項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則


（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第10項の改正規定は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和3年3月31日以前に納期限の到来した保険料に関し発した督促状に係る督促手数料については、その督促状を発した日にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後のつくばみらい市介護保険条例附則第10項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

令和2年12月16日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

督促手数料の廃止及び地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方税における延滞金の用語の変更が行われたため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市介護保険条例(平成18年つくばみらい市条例第72号)新旧対照表

改正案	現行
<p><u>第10条 削除</u></p> <p>附 則</p> <p>1～9 (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>10 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中において、年14.6パーセントの割合にあつてはその年_____における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p><u>(保険料の督促手数料)</u></p> <p><u>第10条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>1～9 (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>10 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に_____租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合_____)</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中において、年14.6パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に_____年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に_____年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>